

土砂災害及び特別警戒区域などについて



森 定雄 議員

【問】森議員

平成12年に公布された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」、通称「土砂災害防止法」に基づき、牟岐町では平成16年から開始された土砂災害及び特別警戒区域の調査が、去る平成28年に基礎調査が終了した。

県が発表している土砂災害警戒区域の指定状況を見ると、牟岐町の警戒区域は111箇所、内特別警戒区域は107箇所となっているが、警戒区域・特別警戒区域に指定されている範囲それぞれに含まれる住宅は

何軒あるのか。

特別警戒区域に指定された区域内では、土地や建築物に対する規制がされる。例えば、土地の売買なども県知事の許可を受けなくてはならず、新築・増築・改築の際はコンクリートの耐力壁を設置するなどの対応が必要になる。

土地の評価額にも大きく影響することも考えられるが、現在、これらに対する経済的な補償はどうなっているのか、固定資産税などの軽減措置はあるのか。また、移転や移築についての対応は。

【答】福井町長

昭和25年に国から定められた災害危険区域における既存の不適合住宅等の除却・移転等に対する補助制度（がけ地近接等危険住宅移転事業）では、牟岐町に災害

危険区域がなかったことから現在も制度がない。

今後、町民の皆様からご要望があれば制定する必要もあるが、未調査の区域も含め浸水区域以外に安全な場所の確保ができるかどうか、また、この制度は基本的に移転補償であり、解体撤去費の補助・新築工事の融資を受けた場合の利子補給等であるため、移転者に大きな負担があることから現在もあまり利用されていない。

【答】寒葉建設課長

土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定状況は、本年5月末で「土石流の警戒区域19箇所・内特別警戒区域18箇所、急傾斜地の警戒区域90箇所・内特別警戒区域89箇所、地すべりの警戒区域2箇所・内特別警戒区域0箇所」となっており、総数は質問のとおり。

また、その区域に含まれる住宅の軒数は、土石流196軒、急傾斜地494軒、地すべり20軒で、それぞれの区域に重複しているもの

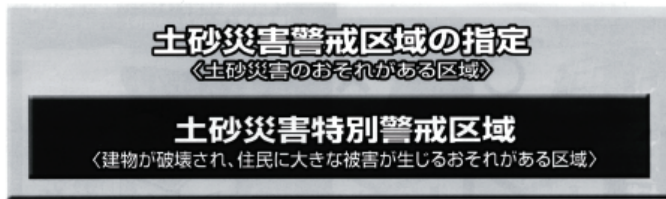
も合わせて710軒となっている。まだ指定告示が終了していないので、全区域が確定すれば、今後、県とも協議しながらソフト対策を検討したい。

【答】百々税務会計課長

固定資産税の軽減措置については、規定に沿って、

平成24年度課税分から減価補正の適用を行っている。平成29年度課税分における減価の実績は、課税標準額が1982万1543円の減額、税額ベースで25万1200円の減額となっている。

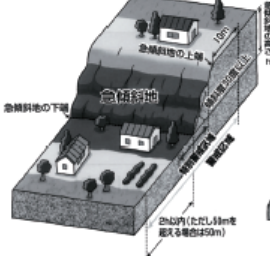
都道府県知事は、市町村長の意見を聞いた上で区域を指定します。



こんな場所が区域指定の対象となります。

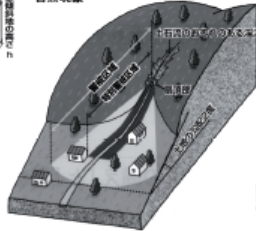
がけ崩れ

※傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象



土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等又は渓流の土石等が水と一体となって流下する自然現象



地滑り

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象

